

研究報告

防犯に配慮した安心・安全まちづくりに関する研究

～防犯まちづくりの推進について～



沼尻恵子
研究第一部
主任研究員

や対策のポイント、ケーススタディにおける具体的な対応方策の提案内容等について報告する。

研究の背景と目的

近年、我が国においては、犯罪が急激に増加しており、かつ、ひったくりや住宅への侵入犯罪など、身近な犯罪が特に増加している一方で検挙率が低下しており、犯罪被害に対する不安感が高まっている。(図-1参照)

そのため、内閣に設置された都市再生本部においては平成15年度の「全国都市再生のための緊急措置」として「防犯まちづくり」をテーマとして設定した。これを受け都市再生本部事務局、警察庁、文部科学省、国土交通省の4省庁を含む防犯まちづくり関係省庁協議会において、6地区のモデル地区を選定し、防犯まちづくりのケーススタディを行って得た知見をもとに、防犯まちづくりの考え方やポイント等についてとりまとめを行い、今後の全国各地における防犯まちづくりの推進にあたり活用をはかることとしている。

(財)国土技術研究センターでは、6地区におけるケーススタディを実施するとともに、6地区の成果のとりまとめについて委託業務として実施した。

本稿では、防犯まちづくりのこれまでの取組み等を概括しつつ、市街地の特性に対応した防犯まちづくりの考え方

防犯まちづくりのこれまでの取組み

犯罪の防止に警察の果たす役割は大きく、警察としても犯罪防止に向けて全力をあげているところである。しかし、警察だけによる犯罪防止には限界があり、事前に犯罪を予防する対策の必要性が高まっている。

1 防犯環境設計の取組み

従来我が国においては強力な警察力を背景に、町内会・自治会が行うコミュニティ防犯活動(防犯協会)が犯罪防止の中心を担っていたが、1970年代後半からの急激な都市化の進展による従来型のコミュニティの崩壊により、コミュニティ防犯の有効性だけに頼れない状況が生まれてきた。

欧米では、犯罪機会を減少させ、検挙リスクを増大させることによる犯罪予防をはかる『環境設計による犯罪防止(CPTED: Crime through Environmental Design)』によって、1970年代から防犯とまちづくりとの関係に関する調査研究がなされていた。これに着目した警察庁において1980年代から基礎調査が行われたが、都市計画的な側面からの体系的なアプローチは十分なされていなかった。

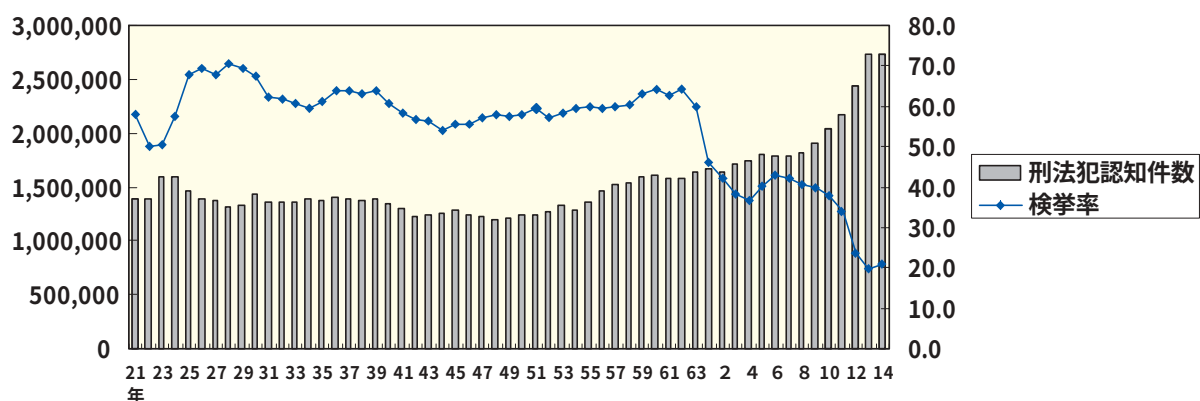


図-1 刑法犯認知件数の推移(昭和21年～平成14年)

※昭和30年以前については、14歳未満の者による触法行為を含む

2 国土交通省における取組み

警察庁と建設省（当時）は、1997年度より「安全・安心まちづくり手法」の検討を2ヵ年に渡り行い、その成果を「安全・安心まちづくりハンドブック」として市販し、普及啓発が図られた。

また、住宅においては、1998年に公営住宅等整備基準の住戸基準の中に防犯に係る規程が定められ、2001年には警察庁と共同で研究した「共同住宅にかかる防犯上の留意事項」をもとに、「防犯に配慮した共同住宅にかかる設計指針」が策定され、2003年度から面的整備事業における防犯カメラ等の監視装置の設置が補助対象に含まれることとなった。

3 地方公共団体における取組み

地方自治法において防犯、防災、交通安全の保持等が固有の事務として位置付けられている地方公共団体では、地域住民や警察等との連携による地域安全活動（防犯協会が主な担い手）を推進している。

近年は安全で住みよい地域社会を実現するために「生活安全条例」を制定する地方公共団体が増えており、その多くは防犯に係る市民や事業者等の責務を明確にし、地方公共団体による防犯対策の支援等を位置付けている。

最近の「大阪府安全なまちづくり条例（2002年施行）」では、防犯に配慮した施設の整備と維持管理の普及、それに係る役割を明記し、防犯設計指針等を定めている。

防犯まちづくりのこれまでの取組み

身近な犯罪を抑止するには、住民、警察等の様々な主体により従来から行われてきたソフト面の防犯活動をより一層推進するとともに、住宅、学校、公共施設等の整備や管理等のハード面の取組みを推進することが重要である。従来は接点の乏しかった防犯活動とまちづくりを相互に組み

込み、犯罪が起こりにくく、犯罪に対して抵抗力のあるまちづくり「防犯まちづくり」が求められている。

1 重要な視点

（1）関係主体間の連携

防犯まちづくりは住民、ボランティア団体、地方公共団体、学校、警察等様々な主体の連携が大切である。ケーススタディ実施の6モデル地区においては、町内会・自治会の代表者、地方公共団体のまちづくり担当者、学校、地元警察等が学識経験者を加えた協議の場を設け、防犯まちづくりについて検討し、提案等のとりまとめを行った。従来の枠組みを超えた関係主体間の連携を図ることは、今後の効果的な取組みを推進する上で望ましい。

（2）地域特性の尊重

まちづくりは地域の諸状況に即して住民をはじめとする関係者が主体的に取り組むべきものであり、これは防犯まちづくりにおいても変わらない。地域住民の意向、諸施設の状態など、様々な個別の地域特性を考慮しつつ、関係者が十分に連携を図って判断することが重要である。

（3）長期的視点

本来まちづくりは息の長い取組みであり、直ちには犯罪発生量の減少につながらない部分もある。犯罪発生が極めて少ないことを前提とした我が国のまちの体質改善には時間がかかることを認識して、関係者には長期的視点から粘り強く取り組んでいくことが求められる。

2 基礎的な対応

（1）防犯診断の実施

まちのあり方について、ハード面、ソフト面を通じ、防犯の観点から問題がないか調べてみるのが重要である。その際、専門家とともにできる限り住民自ら診断に参加することが、その後の連携を円滑にするために効果的である。

（2）住宅、公共施設等の整備・管理

新規住宅については、防犯に配慮した設計の普及を図り、

既存の住宅については、防犯診断を行って必要な改善措置の実施を促進する。また公共施設等については、照度及び見通しの確保を中心に防犯にも留意した整備・管理を進めることが望まれる。その際、公共施設等の管理については、住民の自発的な参加を促進し、日常的に愛着を持って利用される場とするとともに、落書き消し等を含めたきめ細かな管理を行うことが重要である。

(3) コミュニティ活動の促進

地域住民が地方公共団体、警察等と連携しつつ、日常的にまちづくりのためのコミュニティ活動を行うことは、それ自体犯罪に対する抑止効果がある。すなわち、防犯まちづくりに特化した活動だけが重要であるのではなく、むしろ日頃から快適で活力のあるまちをつくるのが防犯にも効果を有するとの観点に立って幅広い視野からの取組みが求められる。



図-2 住民による美化活動

6地区のケーススタディ結果を踏まえ、市街地類型ごとに犯罪発生との関係からみたまちづくり上の特性、それに対応する防犯まちづくりのポイント及び各地区からの具体的な提案内容については以下のとおりである。

市街地特性に対応した防犯まちづくり

1 まちなかの商住混在地区

(1) 市街地の特性

①ハード面：道路等の都市基盤が整備され、容積率も比較

的高く設定されているところでは、中高層共同住宅が立地する等、土地の高度利用が進んでいる。

②ソフト面：交通結節点や商業業務地区等には、地区外からの不特定多数の利用者が多く、居住者の入れ替わりも多いこと等から、他の市街地類型と比べて匿名性が高い面がある。

③市街地成熟度・更新度：商店街の活性化に係る事業や駅前空間の再整備等、個別更新は比較的活発である。

(2) 防犯まちづくりのポイント

①駅前整備・商店街活性化等の事業との連携・まちなかの暗がりの解消と歩道の確保

- ・高木等との位置関係に留意した街路灯の整備
- ・店舗照明等を活用した暗がりの照度の改善（図-3）
- ・歩道の整備、植栽帯の設置等による防犯性の確保

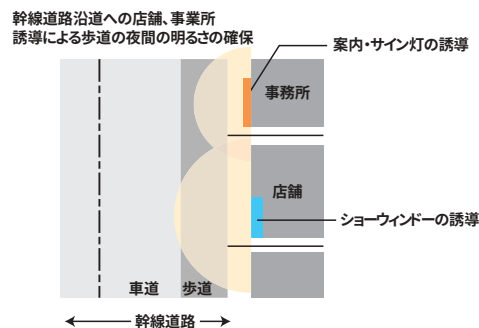


図-3 幹線道路沿い店舗・事業所の照明誘導

②店舗等からの視線の確保と防犯カメラ等の活用検討

- ・駅前空間における監視性と防犯拠点の確保
- ・バス停周囲の駐車場の塀の改善（図-4）
- ・商店街における防犯カメラの設置及び運用支援
- ・防犯に配慮した公共駐輪場の整備・管理
- ・小学校周囲の道路整備の検討

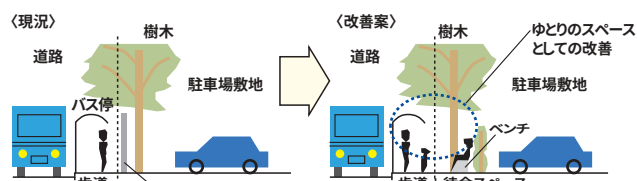
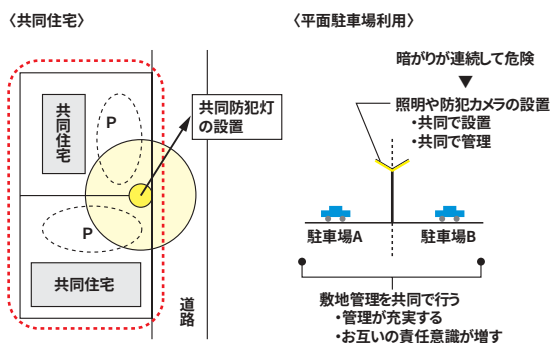


図-4 バス停周囲のゆとりスペースの確保

③侵入犯罪に対して抵抗力のある建物の整備

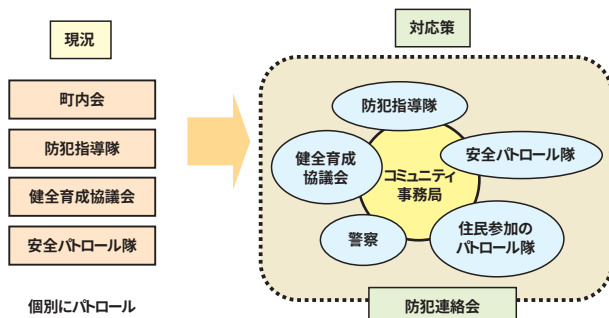
- ・新築住宅における防犯設計指針の普及
- ・既存住宅における防犯カメラ等の設置の促進（図－5）



図－5 共同防犯カメラ・共同防犯灯の設置と管理

④商店会や自治会等による維持管理活動との連携

- ・落書き消しの実施
- ・里親（アドプト）制度による樹木や花壇の維持管理
- ・大型商業施設等との連携による巡回パトロールの実施（図－6）
- ・暗がり診断による防犯灯の増設



図－6 防犯連絡会のイメージ

地区もあるが、定住性の低い賃貸住宅が多いことから、コミュニティ形成が困難な地区もある。

- ③市街地成熟度・更新度：都市基盤が未整備で住環境の改善が求められているが、個別更新が困難なところがある。

(2) 防犯まちづくりのポイント

①住環境整備や防災まちづくり等の取組みとの連携

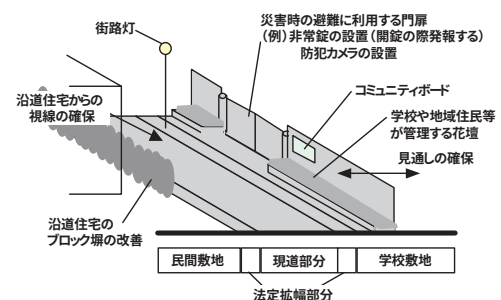
- ・学校を核とした防災まちづくりとの連携

②面的整備等による道路・公園等の整備・管理

- ・防犯に配慮した道路空間・公園等の整備・管理
- ・防犯に配慮した駐車場の整備指針等の検討

③学校周囲の道路等の整備・管理

- ・学校周囲における住まいづくりのルールの検討
- ・学校の囲障と周囲の道路の一体的な整備・管理（図－7）



図－7 小学校に接する道路の整備方策提案

④防災・防犯の両面からの安全性向上

- ・防犯診断による防犯改修の促進
- ・老朽ブロック塀等の改善

⑤住民等による防災まちづくり活動との連携

- ・従来からのまちづくり活動の促進
- ・参加型によるコミュニティ施設等の計画づくりの促進

2 密集市街地

(1) 市街地の特性

- ①ハード面：狭隘な道路が多く、敷地が狭小で、建物が近接しているため、防災上及び住環境の問題を抱えているところが多い。見通しが悪い上、放火等による延焼の危険性も孕んでいる。
- ②ソフト面：伝統的な地縁型コミュニティが機能している

3 郊外住宅地区

(1) 市街地の特性

- ①ハード面：道路等の都市基盤が整備されたところが多く、地区全体が計画的に開発された住宅地区もある。これからビルドアップするところもあり、駐車場を含めた低・未利用地も見られる。
- ②ソフト面：地区の大半が比較的に新しい住民であること

から、地域コミュニティの形成が充分でない地区もある。

- ③市街地成熟度・更新度：住宅市街地として成熟した地区と未熟な地区があるが、大規模な市街地更新の見込みは少ない。

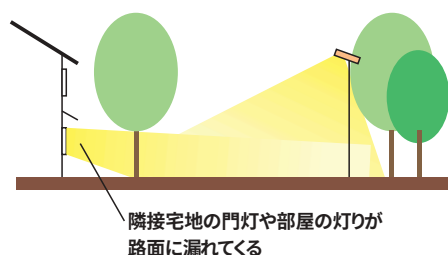
(2) 防犯まちづくりのポイント

①住民の主体的な参加による良好な住環境の維持管理

- ・重点的に検討すべき箇所・場所、項目の抽出

②見通しの確保に配慮した道路・公園等の管理

- ・住民等による街路樹、公園の植栽等の管理
- ・道路灯、公園灯、防犯灯等の配置の見直し（図－8）
- ・歩道等におけるバイクの進入対策の検討
- ・空き地における照明の整備



図－8 照明を遮らない植栽の管理

③照明や柵・垣等に係るルールづくり

- ・駐車場における防犯カメラ等の共同設置
- ・戸建て住宅における防犯設備の設置
- ・灯かりのいえなみ協定の締結（図－9）
- ・塀の改修による道路からの見通し確保
- ・転入者等へのゴミ出しルール、落書き対策等の徹底

④自治会等によるコミュニティ活動の活性化

- ・巡回パトロールの継続・充実
- ・警察等による地域安全情報の提供
- ・新住民との安全点検ワークショップの開催
- ・地区の安全・安心まちづくり計画の策定



図－9 「神戸市灯かりのいえなみ協定」による夜間の明るさ確保

4 大規模住宅団地を含む地区

(1) 市街地の特性

- ①ハード面：団地内のオープンスペースが周辺地域に開かれ、居住者以外の者も利用できる場合が多い。団地の空間構成や維持管理状態によっては、見通しや視線が確保しにくい場所が生じる場合がある。
- ②ソフト面：自治会等は、住宅団地単位でつくられることが多く、周辺地域の自治会等との連携が課題になっているところがある。また、賃貸住宅団地においては、自治会等の加入率が低い場合がある。
- ③市街地成熟度・更新度：団地周辺では都市基盤が未整備なところがある。老朽団地では改築又は改修が必要とされている。

(2) 防犯まちづくりのポイント

①防犯に配慮した大規模住宅団地の整備・管理

- ・共用空間、駐車場における防犯カメラ等の設置

②大規模住宅団地周辺の道路・公園等の整備・管理

- ・防犯に配慮した道路空間、公園等の整備・管理

③大規模住宅団地周辺の住宅における防犯設計の普及・啓発

- ・防犯に配慮した共同住宅の設計指針の普及・啓発
- ・損害保険と連携した防犯性能認定住宅制度の検討
- ・共同住宅における防犯カメラ等の設置

④団地自治会と周辺自治会等の連携

- ・学校を核としたまちづくり協議会の連携
- ・連合自治会による横断的ボランティア団体の設立

表－1 みんなで見守るまちづくりへの対応策

みんなで見守るまちづくり	みんなで見守るまち	防犯パトロールの強化
	こゝのまち	自治会加入率のアップ
		コミュニティによる監視意識の醸成
		青少年に対する指導体制の強化
		防犯ボランティア拠点の設置
		ゴミのポイ捨て禁止条例（4月から環境美化条例が制定）
		子供に対するしつけ、声かけ運動の促進

5 都市開発事業が予定されている地区

(1) 市街地の特性

- ①ハード面：市街地の物理的な環境面（空間面）や社会経済面等において課題を抱えているところが多く、都市開発事業が防犯性の向上の契機となる可能性がある。
- ②ソフト面：事業実施中は、周辺地区に犯罪が転移する可能性がある。また、都市開発事業により新たな居住者が転入する等、地域コミュニティに大きな変化が生じる場合がある。
- ③市街地成熟度・更新度：大規模な土地利用転換や都市基盤の整備等により、周辺に波及効果が及ぶ場合がある。

(2) 防犯まちづくりのポイント

- ①周辺地域を含めた防犯まちづくりの推進
 - ・都市開発事業周辺を含めた防犯まちづくりの推進
 - ・防犯まちづくりの対応策と関係機関等の提示
 - ・周辺地域を含めた防犯まちづくりのコンセプトの図示
- ②事業期間中における仮設の防犯対策
 - ・可動式独立防犯灯等の設置等による暗がりの解消
 - ・コミュニティガーデン等による空き地の防犯性の維持・向上
 - ・工事現場の仮囲いの設置に係る工夫（図－10）
 - ・防犯に配慮した周辺環境管理の工夫



図－10 工事段階における交差点（仮囲い）の見通し確保

③面的整備事業等における道路・公園等の整備・管理

- ・防犯に配慮した道路空間・公園の整備・管理

④新築・改修時における取組み

- ・周囲に配慮したルールづくりの検討
- ・防犯に配慮した住宅建設、防犯改修のアドバイス
- ・周辺自治会等との連携
- ・自治会・町内会への加入の促進
- ・周辺地域の防犯まちづくり活動との連携

おわりに

警察だけでの犯罪防止には限界があり、事前の犯罪予防対策の必要性は高まっている。これからの少子高齢社会に向け、犯罪予防を重要かつ喫緊の課題として取り組む必要がある。

そのため、今回整理された地域特性に対応した防犯まちづくりの考え方の成果や、これまで充分とはいえなかった公共施設の整備や管理に関して防犯の視点を盛り込んだ関係省庁協議会としての「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」を全国的に普及していく必要がある。

これに加え、様々な主体が連携した主体的な取組みによる地域の防犯性の向上が不可欠である。今回のモデル地区の検討にあたっては行政・警察・地域による協議会を設置しつつ検討を進めたが、この3者の連携体制を構築するのは必ずしも容易ではなかった。条例制定後の大阪では地域と連携した取組みによって犯罪発生件数が激減したという成果が報告されており、各地区における既存の地域活動との連携などを十分に考慮した取組みが求められている。

参考文献

- 1) 警察庁・国土交通省 2003年度、「防犯に配慮した安全・安心まちづくり検討調査報告書」
- 2) 防犯まちづくり関係省庁協議会、2003年、「安全で安心なまちづくりパンフレット」
- 3) 防犯まちづくり関係省庁協議会、2003年7月24日資料、「防犯まちづくりの基本的な考え方と進め方」「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」